

通巻 42 号 June,2014 日本通信教育学会報

Japan Association of Distance Education

目 次

・第 62 回研究協議会のお知らせ・発表者募集…………… 1	・会員の声…………… 6
・平成 26 (2014) 年度『研究論集』投稿募集…………… 1	・会員 (入会・退会) …………… 6
・平成 25 (2013) 年度『研究論集』刊行のお知らせ… 2	・通信教育の動向…………… 6
・課題研究…………… 3	・通信教育のこの 1 冊⑤…………… 8
・理事会報告…………… 4	

第 62 回研究協議会のお知らせ・発表者募集

下記の通り、第 62 回研究協議会を開催いたします。研究発表を希望する会員は、以下の要領でお申し込みください。

(1) 研究協議会の概要

- ・日 時：平成 26 (2014) 年 11 月 1 日 (土) 10:00~18:00 (終了後に懇親会)
- ・会 場：桜美林大学 四谷キャンパス 地下ホール
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 TEL: 03-5367-1321
※JR 四ツ谷駅、東京メトロ丸の内線・南北線四ツ谷駅より徒歩 3 分
- ・プログラム：①会長挨拶、②特別・自由研究発表、③総会
④招待講演：「教育のグローバル化とオープン教育—MOOC の普及と通信教育の未来—」(仮題)
講師：重田勝介氏 (北海道大学情報基盤センター准教授/高等教育推進機構オープンエ
デュケーションセンター副センター長)
⑤シンポジウム：「社会の変化と高校教育 (戦後、現在、そして未来へ) —高校通信教育の視
点から—」(仮題、講演者・登壇者は未定)
⑥懇親会 (希望者のみ、会費別途)
- ・参加費：会員/無料 一般/4,000 円

(2) 研究発表の申し込み

- ・発表の種類：①特別研究発表
発表 30 分程度、指定討論者によるコメントと討議 15 分程度、会場との質疑応答 15 分程
度、全体で 60 分 ※共同発表も同じ
- ②自由研究発表
発表 20 分程度、会場との質疑応答 10 分程度、全体で 30 分 ※共同発表も同じ
- ・申込方法：発表希望者は、①氏名、②所属、③発表の種類 (特別研究発表または自由研究発表)、④題
目を下記期日までに事務局宛に電子メール (jade.office.obirin@gmail.com) でご連絡くださ
い。発表希望者が多数の場合には、上記の発表時間 (コメント・質疑応答等を含む) に変更が
ある場合があります。
- ・申込締切：平成 26 (2014) 年 7 月 31 日 (木)
- ・発表要旨：研究発表が許可された会員には、追って発表要旨 (書式は自由) の執筆をお願いいたします
ので、原稿 (MS-Word または MS-PowerPoint 等の電子ファイル) をお知らせする期日までにご
提出ください。

(3) 参加の申し込み

9 月下旬 (予定) にお送りするプログラムを参照してください。

平成 26 (2014) 年度『研究論集』投稿募集

下記の通り、平成 26 (2014) 年度『研究論集』への論文の投稿を募集します。投稿を希望する会員は、ふるっ
てご応募ください。

(1) 題目届の提出

- ・提出方法： 投稿を希望する会員は、期日までに題目等（①氏名、②所属、③題目）を事務局宛に電子メール（jade.office.obirin@gmail.com）にてお知らせください。
- ・提出締切： 平成 26（2014）年 12 月 20 日（土）

(2) 原稿の提出

- ・提出方法： 期日までに事務局宛に電子メール（jade.office.obirin@gmail.com）にて提出して下さい。
- ・提出締切： 平成 27（2015）年 2 月 28 日（土）

(3) 刊行日（予定）

- ・平成 27（2015）年 6 月 30 日（火）

投稿規定

(2014 年 5 月 30 日)

- (1) 本誌が受け付ける論文は、通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているものとする。
- (2) 論文の種類は、「論文」と「研究ノート」の 2 種類とする。
- (3) 「研究ノート」は、「論文」に準じたものとする。
- (4) 本誌に投稿できる者は、日本通信教育学会会員（新入会の者は入会手続を済ませた者）であり、当該年度の会費を納入している者とする（共同執筆の場合も同様）。
- (5) 論文は、和文の未発表論文とする。
- (6) 論文の分量は、本文、図、表、注、引用（参考）文献等を含めて、400 字詰原稿用紙に換算して、50 枚以内を原則とする。
- (7) 原稿は MS-Word で作成し、日本通信教育学会事務局宛にメールで送信するものとする。
- (8) 論文投稿締切日は、当学会の定める日とする。平成 26（2014）年度は以下の通りとする。
題目届け 平成 26（2014）年 12 月 20 日（土）
原稿締切 平成 27（2015）年 2 月 28 日（土）
- (9) 投稿論文の採否および論文種別は、査読委員会による審査により決定する。
- (10) 査読委員会は、当学会の役員で構成する。ただし、必要に応じて、会員中から適切な査読者を委嘱することができる。

査読基準

(2014 年 5 月 30 日)

- (1) 研究の意義：通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているもの。
- (2) 独自性：先行研究や実践研究を踏まえ、研究テーマ、研究方法、資料などにおいて新規な成果をあげているもの。
- (3) 論理性：提案や今後の課題を含め、論理の展開に飛躍や矛盾がないもの。
- (4) 客観性：資料やデータの扱いが適切で、客観的な方法で分析しているもの。
- (5) その他：以上のほか、「論文」または「研究ノート」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

平成 25（2013）年度『研究論集』刊行のお知らせ

平成 25（2013）年度『研究論集』を刊行、会員の皆様に発送させていただきました。今年度は、投稿希望（題目届）が 12 本、投稿が 8 本、査読委員会での審議、調整の結果、「論文として掲載可」が 2 本、「研究ノートとして掲載可」が 3 本、「掲載不可」が 3 本という結果でした。年々投稿本数が増えていることは喜ばしい限りですが、投稿論文の中には、分量を大幅に超過したもの（規定では、400 字詰め原稿用紙に換算して概ね 50 枚）、論文としての基本的体裁を整えていないもの、推敲がほとんどなされていないものなどが目立つようになってきました。来年度は、質・量ともに今年を上回ることを期待しています。また、昨年 11 月に開催した第 61 回研究協議会の講演ならびにパネルディスカッションの報告を企画担当者の一人である田島会員にお願いしました。さらに、昨年から加えた「書評・図書紹介」を今回も掲載しました。内容は以下の通りです。

◆論文

私立通信制高校サポート校の誕生とその展開—教育政策との関連に着目して—
 大学通信教育における学習の継続困難を招く要因

内田 康弘
 篠原 正典

◆研究ノート

企業内人材育成における通信教育実施上の問題と展望

—人事・教育担当者の自由記述アンケートを通じた分析—

佐藤雄一郎
 土岐 玲奈

通信制高校の類型と機能

中小企業技術者の職能向上を支援する ICT を活用した教育方法の研究

—City and Guilds Kineo 社のブレンディッドラーニングの事例を中心に—

堀出 雅人
 田島 貴裕

◆第 61 回研究協議会<講演・パネルディスカッション>報告

◆書評・図書紹介

宮本 晃著『あなたの未来を拓く通信制大学院 日本大学大学院・宮本ゼミ 12 年のドキュメント』

石原 朗子

前田 勉著『江戸の読書会 会読の思想史』

白石 克己

金成隆一著『ルポ MOOC 革命 無料オンライン授業の衝撃』

鈴木 克夫

中川一史・苑 復傑編著『メディアと学校教育』

寺下 明

課題研究

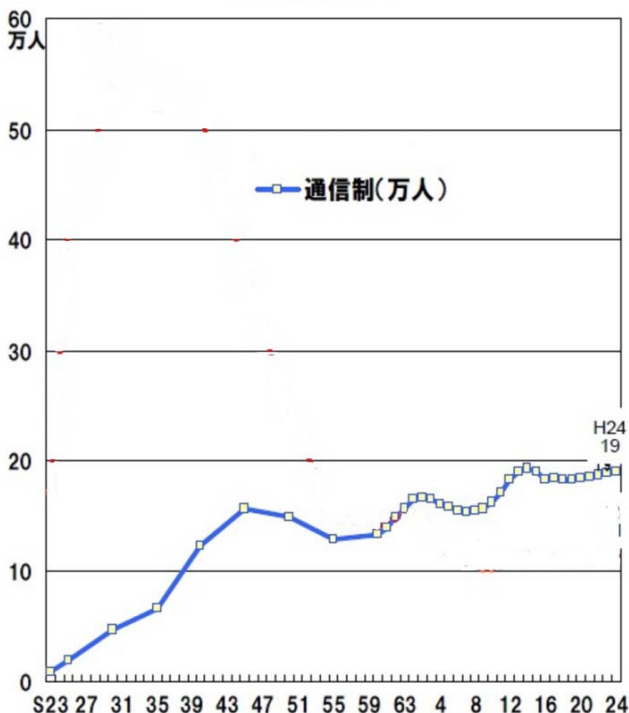
平成 26 (2014) 年度の新規事業として、下記の 2 本の課題研究を実施いたします。

I. 社会の変化と高校教育 (戦後、現在、そして未来へ) —高校通信教育の視点から—
 <趣旨>

日本における高校通信教育の歴史は、戦後間もない高校の一部科目の通信による教育として産声を上げ、昭和 36 年に正規の「通信制の課程」として位置づけられることによって、4 年間の修業年限の高校教育としてスタートした。

この間の社会の動向に目を転じてみると、高校進学率は昭和 25 年の 42.5%から右肩上がりに増加し、昭和 49 年には 90%、平成 4 年には 95%を超えるに至った。そこでの高校通信教育が果たしてきた役割は、各時代の変化に応じてさまざまに変化してきたと考えられる。

《生徒数》



出典：中教審初中分科会高校教育部会（第 19 回）配付資料
 「定時制・通信制課程について」の一部を改変

通信制課程の高校生徒数は、学校基本調査によれば、昭和 36 年以降急激に増加し、昭和 46 年には 16 万人を上回ったが、その後減少に転じる。そして、減少と増加を繰り返しながら、現時点では 19 万人を上回っていることがわかる。(図参照)

こうした推移は、高校進学率の推移とは明らかに異なっている。では、この要因とはいったい何なのであろうか。こうした現象に、高校通信教育の特徴や本質を見て取ることはできないだろうか。

また、生徒の学校選択と卒業という視点から見ると、現在、中学校卒業後に通信制高校を選択する生徒数は約 2 万人であるが、一方で通信制高校の卒業生数はおよそ 5 万人である。通信制高校に中退者が多く入学してくるのがその主な原因である。

総じて高校教育においては、その退学率が時代を反映した教育問題として話題に上がることが多いが、この問題は通信課程においては異なる様相を呈している。その理由とは何であろうか。

さらに、通信制高校に関連して、「技能教育施設（技能連携校）」、「サポート校」という厳密に言えば高校ではないが、高校に類似の活動をしている教育施設の存在も多く耳にするようになった。これらの施設はどのような理念や仕組みで活動を展開しているのだろうか。例えば、狭域通信制高校、広域通信制高校、株式会社立通信制高

校、などと設置の際の条件や形態も実にさまざまである。

戦後 66 年の高校通信教育の歴史の中で、社会の変化に高校通信教育はどのように対応してきたのであろうか。本課題研究においては、多様化する通信制高校をめぐる状況を分析しながら、社会状況の変化に対する通信制高校の歴史の変遷を明らかにするとともに、教育の未来に通信教育はどのように貢献していくことができるのかについて考察していくことを目的としている。

以上の課題意識の下で、11月1日に開催される研究協議会でのシンポジウムは、本課題研究のキックオフとして位置づけたい。シンポジウムが、高校通信教育研究の新たな地平を築く第一歩となればと願っている。

会員各位の奮ってのご参加をお待ちしている。

(星槎グループ 松本幸広)

Ⅱ. 村井実と通信教育（「通信教育制度研究会」への協賛）

<趣旨>

昭和 40 年代の半ば、学園紛争は通信教育にまで及び、スクーリングや科目試験の実施に影響が出た大学も少なくない。学生たちの要求は、改訂の進まないテキスト、返却が遅れがちなレポート、過重なスクーリングの負担、そして通学課程とは著しく異なる社会的待遇など、いずれも大学通信教育の根幹に関わる切実な問題に向けられた。同じ時期、「紛争のない大学」をキャッチフレーズに放送大学構想が進められていることが明らかになった。たまたま前任者が学生との交渉中に病院に收容されるという突発事件を受けて慶應義塾大学通信教育部長に就任した教育学者・村井実（大正 11 年生まれ、慶應義塾大学名誉教授）は、こうして大学通信教育に学ぶ学生の要求を正面から受け止めるとともに、自力では克服不可能な困難を抱える大学通信教育の存在を無視して進められようとしている放送大学構想を痛烈に批判し、さらにそれを明治以来の日本の閉鎖的な教育体制の問題に昇華して考察するという仕事に取り組むことになった。こうした視点から通信教育に切り込んだ人間は、後にも先にも村井以外にはいない。

村井教育学の一つの柱に、「閉鎖制ではなく開放制の教育体制を」という教育思想がある。子供たち（正確には「成長を期待されるかぎりの人間」）は誰も「善く」生きようとしており、教育とは彼らを「善く」しようとする働きかけである。しかし、教育が国家の繁栄を目的として学校制度を中心に行われることによって、学校に通学できない人々は締め出され、個人の間にも本来的に見られる才能や能力、成長のプロセスの違いが無視される。それに対して、人々の自由な学習が公的に認められている教育体制、人々がそれぞれに追及する「善さ」の自由な実現に向かって、学習をあらゆる仕方で援助する目的で整えられている教育体制、すなわち「開放制」の体制の実現が強く求められる、という考え方である。

こうした村井の教育思想は、村井自身がしばしば認めるように、一般には読まれることも、顧みられることも少ない。その理由を村井は、圧倒的に多数の日本人が学校に通うことこそ教育の本道であり、それ以外の教育はすべて裏道でしかありえないとする感覚に固執しつづけているからであるという。それは、明治以来の閉鎖制の教育体制を推進してきた日本政府の教育観、すなわちヨーロッパ近代風の国家中心主義的教育観の影響が世代を重ねて日本人に浸透し、ついに日本人全体が人間中心主義的な教育観の記憶を忘れ去ってしまったからに他ならない。

本研究では、教育学者・村井実が通信教育部長として、それぞれの「善さ」を自由に追求する人々が現実に学んでいる大学通信教育を目の当たりにし、それが制度的に抱える解決困難な問題に取り組むとともに放送大学という「開放制」教育を理念とするはずの大学構想の実態に直面し、そして具体的に行動することによって獲得した悲壮なまでの現状理解と歴史認識を連続インタビューを通して明らかにしたい。それは、村井の「閉鎖制ではなく開放制の教育体制を」という思想の本質を理解するための具体的なモデルとなるとともに、通信教育の在り方を考える上で大きな現代的意味をもつものと確信するからである。（「通信教育制度研究会」代表 鈴木克夫）

理 事 会 報 告

1. 平成 25 (2013) 年度第 3 回理事会報告

平成 25 (2013) 年度第 3 回日本通信教育学会理事会が、平成 26 (2013) 年 3 月 31 日 (月) 14 時から 15 時 30 分に桜美林大学四谷キャンパスで開催され、以下の事項が審議、報告された。

【審議事項】

(1) 平成 26 (2014) 年度事業計画 (案) について

平成 26 (2014) 年度事業計画 (案) として、①第 62 回研究協議会の開催、②平成 25 (2013) 年度『研究論集』の刊行、③平成 26 (2014) 年度『研究論集』の刊行準備、④『研究論集』の電子アーカイブ化に係る検討 (新規事業)、⑤『学会報』の発行、⑥「通信教育制度研究会」への協賛、⑦総会・理事会・委員会の開催、が提案・承認された。予算 (案) と併せて、次回理事会に改めて事業計画 (案) を提案することが了承された。

(2) 第 62 回研究協議会について

第 62 回研究協議会を平成 26 (2014) 年 11 月または 12 月に開催することが承認され、次回理事会までにシンポジウム等の企画案ならびに日程について提案を行うことが了承された。

(3) 『研究論集』の電子アーカイブ化に係る専門委員会の設置について

審議事項 (1) で承認された新規事業『『研究論集』の電子アーカイブ化に係る検討』を行うための専門委員会を設置すること、田島貴裕会員、石原朗子会員 (監事)、古塚典洋会員、小林建太郎会員 (幹事) の 4 名を委員とすること、ならびに田島会員を座長とすることが提案・承認された。続いて、小林幹事より、資料 2 に基づき、これまでの経緯、事前検討状況ならびに検討課題の報告があり、了承された。

(4) 『研究論集』投稿論文の査読方法について

平成 25 (2013) 年度『研究論集』の投稿論文の審査の過程で、査読委員の一人から、二重投稿や類似投稿等による評価の低下を避けるため、論文の投稿者名を明らかにした厳密な審査体制に移行してはどうかとの提案があった。審議の結果、①一部の学会でそうした措置が取られているものの、教育関係諸学会の趨勢とまではなっていないこと、②投稿者の異議申立に対応する体制が整っていないこと、などから、当面は現状を維持することとなった。ただし、今後の課題として、継続審議を行うことが了承された。

【報告事項】**(1) 第 61 回研究協議会について**

第 61 回研究協議会が平成 25 (2013) 年 11 月 16 日 (土) に桜美林大学四谷キャンパス地下ホールで開催され、会員の参加費を無料にしたことなどから、例年よりも多数の参加者があったことが報告された。

(2) 平成 25 (2013) 年度『研究論集』について

投稿論文の題目届は 12 本、原稿提出は 8 本あり、査読委員会を 6 名の役員ならびに 1 名の会員で構成し、現在、査読・審査中であることが報告された。今後、投稿本数の増加に伴い、査読者の範囲を拡大する必要があることが確認された。

(3) 「通信教育制度研究会」の開催状況および今後の計画について

学会協賛の「通信教育制度研究会」のこれまでの開催状況ならびに今後の計画が報告された。

2. 平成 26 (2014) 年度第 1 回理事会報告

平成 26 (2014) 年度第 1 回日本通信教育学会理事会が、平成 26 (2014) 年 5 月 30 日 (金) 17 時から 19 時に桜美林大学四谷キャンパスで開催され、以下の事項が審議、報告された。

【審議事項】**(1) 平成 25 (2013) 年度事業報告・決算報告 (案) について**

平成 25 (2013) 年度の事業報告ならびに決算報告 (案) について資料に基づき説明があり、原案の通り承認された。また、監事監査を 7 月 18 日に実施することが確認された。

(2) 平成 26 (2014) 年事業計画・予算 (案) について

平成 26 (2014) 年度の事業計画 (案) として、①第 62 回研究協議会の開催、②平成 25 (2013) 年度『研究論集』の刊行、③平成 26 (2014) 年度『研究論集』の刊行準備、④『研究論集』のアーカイブ化に係る検討、⑤『学会報』の発行、⑥課題研究 (2 件) の実施、⑦「通信教育制度研究会」への協賛、⑧総会・理事会・委員会の開催が提案され、原案の通り承認された。予算 (案) に関しては、単年度での収支差額の適正ならびに予備費 (あるいは前年度繰越金) の取り扱い等について意見があったが、年度中の執行状況によって特段の支障が生じた場合には次回理事会に補正予算を提出することで、原案の通り承認された。

(3) 第 62 回研究協議会の開催について

第 62 回研究協議会を平成 26 (2014) 年 11 月または 12 月に桜美林大学四谷キャンパスにて開催することが承認された。形式は、①自由・特別研究発表、②特別講演 (テーマ: オープンエデュケーションと通信教育 (仮題)、講師: 重田勝介 (北海道大学、予定))、③シンポジウム (テーマ: 社会の変化と高校教育 (戦後、現在、そして未来へ) —高校通信教育の視点から—) (仮題、登壇者は未定) とすることが承認された。また、期日は 11 月 1 日 (土) を第 1 候補とすることとなった。

(4) 平成 26 (2014) 年度『研究論集』刊行について

原案の通り、平成 27 (2015) 年 6 月末の刊行予定で、「日本通信教育学会報」(通巻 42・43 号) 誌上で投稿希望を受け付けることとなった。なお、投稿規定 (6) の「概ね 50 枚以内」を「50 枚以内を原則とする」に改めることが承認された。また、継続審議となっていた投稿者氏名を明らかにした審査体制への移行については、協議した結果、行なわないこととなった。

(5) 『学会報』通巻 42 号・43 号の発行について

原案の通り、通巻 42 号 (6 月) と 43 号 (12 月) を発行することが承認された。

【報告事項】**(1)『研究論集』の電子アーカイブ化に係る専門委員会の検討状況について**

石原監事より専門委員会における検討の途中経過が報告され、引き続き検討を行うこととなった。

(2)「通信教育制度研究会」の開催状況および今後の計画について

今年度のテーマを「村井実と通信教育」とし、連続インタビューを実施する予定であることが報告された。

会員の声**通信教育学 — 私の研究関心 —**

通信教育の本質が通信手段によって教育をおこなう「遠隔教育」であることにあるなら、高校の通信教育が目指すべきその完成形は、通学手段によることなく通信手段によって高校教育の目的を実現することでしょう。

現行法規は、対面方式での面接指導を実施することを義務づけているため、通信制の教育の一部は通信手段でなく通学手段によることとなります。それは、通信手段による教育（通信教育）を強化する方向の「規制」とは逆行するので「規制緩和」とも言えますが、通信制の教育の一部を通学手段によらなければならないと定めているのですから、通信制の教育のなかに通信手段によることのできない範囲を規定しているという意味では、通信手段による教育（通信教育）の発達を妨げる「負（マイナス）の規制」をおこなっているとも言えます。

昭和30年の文部次官通達で面接指導を義務づけたのは、利用できる通信メディアが郵便しかなかった当時としては、やむを得ないことでした。しかし現在では、録音録画も容易な電子メディアやインターネットなど双方向の情報メディアが普及しています。通信教育（通信手段による教育）では高校教育の目的を実現することができないという考え方を改めるべきでしょう。

通信教育学への私の研究関心は、現行法規で通信手段によることができる範囲の限界（上限）を明確にして、その範囲を拡大する法規改正を提言すること、そのために、通信教育の本質を解明してそれを高校教育の目的に位置づけ、通信教育を高校教育の一つの独立した形として根拠づけることです。面接指導の義務づけを縮小して通信教育に対する「負の規制」を緩和すれば、通信教育にとっての「正の規制」を強化することにつながり、高校の通信教育がその完成形に近づくこととなります。

愛知県立旭陵高等学校 教諭
石川 伸 明

◆「会員の声」を募集◆

「会員の声」を本誌に掲載します。掲載を希望する会員は、原稿（600～750字程度、MS-Wordで作成）を事務局（jade.office.obirin@gmail.com）までお送りください。

会員（入会・退会）

Web サイトでは省略します

通信教育の動向**全国高等学校通信制教育研究会**

平成26年度第66回全国高等学校通信制教育研究会総会並びに研究協議会を6月11日から13日まで、東京代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した。新会長は、千葉県立千葉大宮高等学校・上代真澄校長が就任した。

本総会で、新たに3校が入会承認され、加盟校は116校となった。内訳は、公立74校、私立42校である。公立の通信制高校は全て、私立は約4割が加盟している。

研究協議会は、6分科会で行われた。①学校運営、②英語、③家庭、④地歴・公民、⑤放送教育、⑥人権教育・教育相談である。各分科会とも2本の発表を基に研究協議が行われた。

平成26年度の主要事業は、新学習指導要領に基づく通信教育用学習図書（学習書）の編集発行である。本年は、

発行計画の最終年度にあたり、国語表現、倫理、政治・経済、簿記の4科目を作成する。これにより、新学習指導要領に基づく全通研編集の学習書は合計29科目となる。

尚、通信教育用学習図書（学習書）については、「高等学校通信教育規程」で「通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書…を使用して学習させるものとする。」と定められている。（全通研事務局 飯島 篤）



公益財団法人 私立大学通信教育協会

本協会は、加盟校が協力して相互に情報を交換しながら、大学通信教育の周知普及と水準向上の事業を推進しています。現在、37大学・18大学院・9短期大学の計64校が加盟しています。

(1) 公益事業：大学通信教育の周知普及事業

大学通信教育の在り方を広く社会に伝え、入学希望者に情報を提供するために、本協会主催の事業として「秋期合同入学説明会」（8～9月、全国5会場）、さらに11月には大学院の合同入学説明会、平成27年1～2月には「春期合同入学説明会」（全国10都市、13日程）を実施する予定です。同説明会においては、大学通信教育の概要や加盟校の紹介を掲載した『大学通信教育ガイド（大学・短大編）』『大学通信教育ガイド（大学院編）』を配布し、また同説明会以外においても希望者には適宜配付します。

平成26年3月には、教育水準向上のため、大学通信教育の立場からの意見として文部科学大臣宛に「社会人の学び直しのためのメディア授業支援について」の要望書を提出しました。

(2) 収益事業：教材の開発・刊行

免許状更新講習教材『教育事情—第3版—』（平成26年3月1日）を刊行しました。

(3) その他の事業：学習環境改善事業

大学職員の能力向上に資するため、10月9～10日に東京ガーデンパレスにおいて、運営委員会主催による「大学通信教育職員研修会」の開催を予定しています。（理事長 高橋陽一）



一般財団法人 社会通信教育協会

1. 協会創立55年を迎える!!

当協会は、文部科学省認定社会通信教育を実施しております国立大学、学校法人、公益・一般財団法人、一般社団法人の19団体で構成しております。協会を設立して、55年目になります。

2. 生涯学習インストラクター・コーディネーターの方々32,000名が、全国で活躍中!!

文部科学省認定社会通信教育で学んだことを生かす制度として、生涯学習インストラクター制度、生涯学習コーディネーター制度を設置しております。この制度により登録している方は32,370名（平成26年4月1日現在）となりました。地域の生涯学習拠点として全国に生涯学習インストラクターの会が約60箇所結成され、教育委員会と連携し、生涯学習講座を展開し、さらに、放課後子どもプラン、放課後子ども教室推進事業などの事業にも積極的に、協力支援しています。

3. 文部科学大臣賞の受賞者は、累計で13,625名に!!

平成26年4月25日（金）に、文部科学省認定社会通信教育講座で修了した優秀者の第65回文部科学大臣表彰式・祝賀会が文部科学省 講堂で挙行政され、本年は44名が受賞し、昭和31年から累計で13,625名が受賞いたしました。

（事務局長 鈴木久善）



公益社団法人 日本通信教育振興協会

当協会は、民間社会通信教育の質的向上と学習機会の拡大、教育事業の適正な運営の確保を推進し、また学んだ成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る事業を行っております。

◎通教振特別セミナーを開催!

去る6月13日、プラザエフ（千代田区）にて通教振セミナーを開催しました。文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 民間教育事業振興室長 楠目聖氏を講師に、「生涯学習政策における通信教育の現状と課題」のテーマで、最近の生涯学習政策の動きと社会通信教育に関する実態調査について、詳しく、かつ分かりやすく解説いただきました。

◎学習指導員登録者数1,646名!

通信教育で、また実社会で培った専門的知識や技能を生かし、地域での生涯学習の支援者として活動していただく学習指導員制度が発足して9年目、認定登録者が延べで1,646名となりました。登録者の多くは、自身で教室を開講したり、生涯学習センターやカルチャーセンターの講師についたり、また小・中学校の課外授業の世話人になったりさまざまに活動中です。HPでも紹介しています。<http://www.jais.or.jp/wewe/index.html>

◎平成26年度生涯学習奨励賞表彰式開催決まる!

来る11月29日（土）、プラザエフにて平成26年度生涯学習奨励賞表彰式が開催されます。この表彰式は、当協会が認定する生涯学習奨励講座を特に優秀な成績で修了した者を対象に、文部科学大臣賞、公益社団法人日本通信教育振興協会会長賞を授与するもので今年度は26回目の開催となります。（事務局）



通信教育のこの1冊⑤

秋田大学鉱山学部編 『通信教育十五年』

(1962年 秋田大学鉱山学部通信教育室)

資格を与えることに目的をおく教育は時代遅れ。通信教育はノン・クレジット・コースだけにすべき。日本の教育界のがんである学歴、レッテル主義と学閥の弊風を一掃し、実力主義を打ちたてよ。こうした主張が強かったものの、クレジットの現実的な必要を説く教育現場の声に押され、ノン・クレジットの栄冠は社会通信教育の頭上のみ輝いた――。

「ノン・クレジットの栄冠」とは逆説的な言い回しに聞こえるが、そう回想したのは、文部省社会教育視学官として戦後の通信教育制度創設に関わった二宮徳馬である(『文部省認定社会通信教育 20年の歩みと将来』昭和43年)。秋田大学鉱山学部の通信教育講座も、その「栄冠」を手にした社会通信教育講座の一つである。

秋田大学鉱山学部編『通信教育十五年』によれば、昭和23年5月23日に開催された同講座の開講式に、その二宮が企画課長の福原義人とともにはるばる参列している。それだけではない。当時の文部省社会教育局は、自らの手で通信教育を経営し育て上げたいという強い希望を持ち、直轄学校の中にこの事業に参加する希望をただし求めていたというのである。浜松高等工業学校(後の静岡大学工学部)にも誘いの手を伸ばしていたともある。したがって、「この事業[通信教育講座の開講]は本省の要請による委託事業であり(略)、本省において引き受け手がなく困惑していた時、一つ貴校で引受けてはくれまいかと頼まれたことについて、三分の不安の中に七分の感激を持って引受ける決心をしたのである」とわざわざ記している。国立大学唯一の通信教育誕生の真相である。ただし、それは正規の大学卒業資格が得られる「大学通信教育」とは異なり、ノン・クレジットの栄冠に輝く「社会通信教育」だったわけである。昭和24年5月の文部省設置法で大学、高校、社会通信教育が分割所管されるまで、通信教育に関する事務はすべて社会教育局が扱ってきたにもかかわらず、大学が実施する通信教育がその後二分されたのはなぜか、興味深いテーマである。

案の定、クレジットの問題は、開講以来、大きな課題として常に議論されることになる。資格が物と言う日本では、学校教育法に基づく卒業資格を与えてもらいたいと思うのは人情で、旅先で受講生やその希望者から必ず出される質問だったという。そのため、昭和25年には、文部省の許可のもと、通信教

育の2年次修了者を本科(通学課程)3年次に編入させ、専門学校(旧制)を卒業させるという便法も使われた。また、昭和32年には、学校教育法による短期大学通信教育の開設も提案される。しかし、母体となるべき短期大学部がなければ通信教育単独での設立は不可能との結論に達して立消えとなる。現在とは異なり、通信教育だけの大学や短期大学は認められなかった時代である。ノン・クレジットの「社会通信教育」から正規の「大学通信教育」へのこうした切り替えの動きは、同じ社会通信教育に属する酪農学園短期大学や東京農業大学社会通信教育部などにも見られるが、いずれも実現していない。

一方、本書からは、大学通信教育との関連性を感じさせるエピソードも読み取れる。本省派遣の事務官だった富海庶務課長が慶應出身であったことから、慶應の通信教育を参考にしているのである。慶應の通信教育部長(時期から考えると、初代通信教育部長の橋本孝と思われる)をわざわざ秋田まで招いている。その影響と考えられるのが、通信教育に大きな赤字が出た場合の受け皿として外部団体である秋田鉱山専門学校通信教育協会を発足させたことである。慶應義塾が通信教育を始めるに当たり、慶應通信株式会社(現在の慶應義塾大学出版会)を設立したのと同じ理由である。もう一つは、受講生を工場、鉱山、あるいは現場ごとに組織するグループ教育である。こちらも、慶應では開設当初から「集団学習」に関する規程を設け、10名以上の学生が勉学のために組織した団体を集団学習単位として取扱っている。これが、後に「クラス」あるいは「慶友会」という学生の自治組織に発展している。

秋田鉱山専門学校の通信教育講座は、その後、鉱山学部から工学資源学部へ、そして2014年からは理工学部へと引き継がれている。また、社会通信教育協会の加盟団体としても、文部省認定第一号の地位を堅持している。本書の刊行後も、『通信教育三十年』(昭和52年)、『通信教育五十年』(平成9年)が刊行されるなど、ノン・クレジットの栄冠は今もしっかりとその頭上に輝いている。

学校教育法に基づく「大学通信教育」とは別に、大学が行なうもう一つの「通信教育」の系譜の存在を思い出させてくれる1冊である。

(鈴木克夫 桜美林大学)